

### Ⅲ 東院地区の調査（第128次）

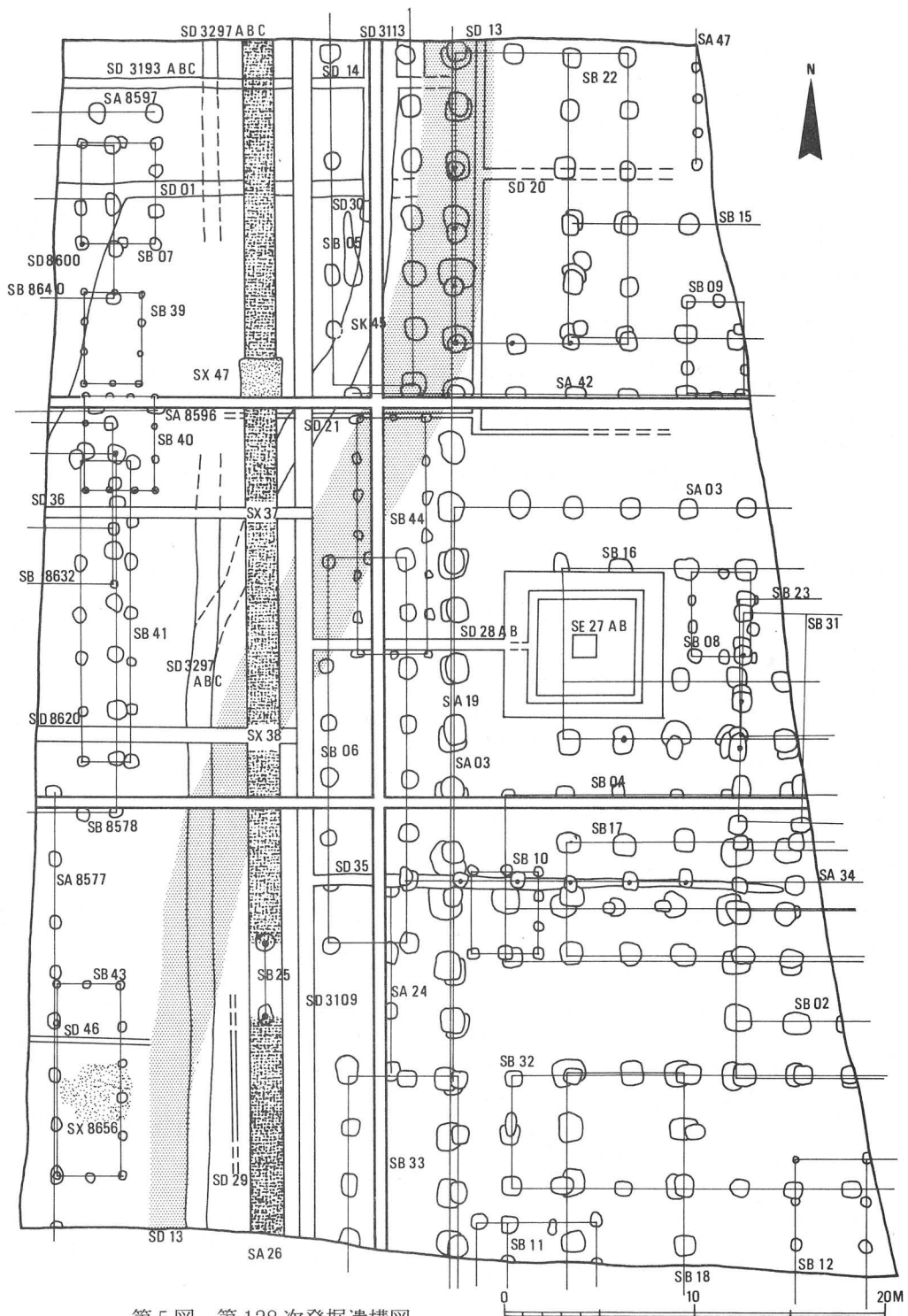
平城宮跡発掘調査部は、1964年の国道24号バイパス計画に先行する調査以来、東院地区における調査を計8回実施してきた。とりわけ東院西辺地区については、第22次南・39次・43次・104次の各調査の中で、東院の造営が宮造営の比較的早い時期に開始されているという貴重な成果を得た。

今回の調査区は、東院西辺地区の中央やや東よりの部分にあたり、既調査結果をも含めたこの地域における空間利用の変遷を明らかにすることを目的として行なった。調査は1981年1月7日に開始し、現在継続中である。以下に現時点における調査成果を報告する。なお、調査面積は2500㎡である。

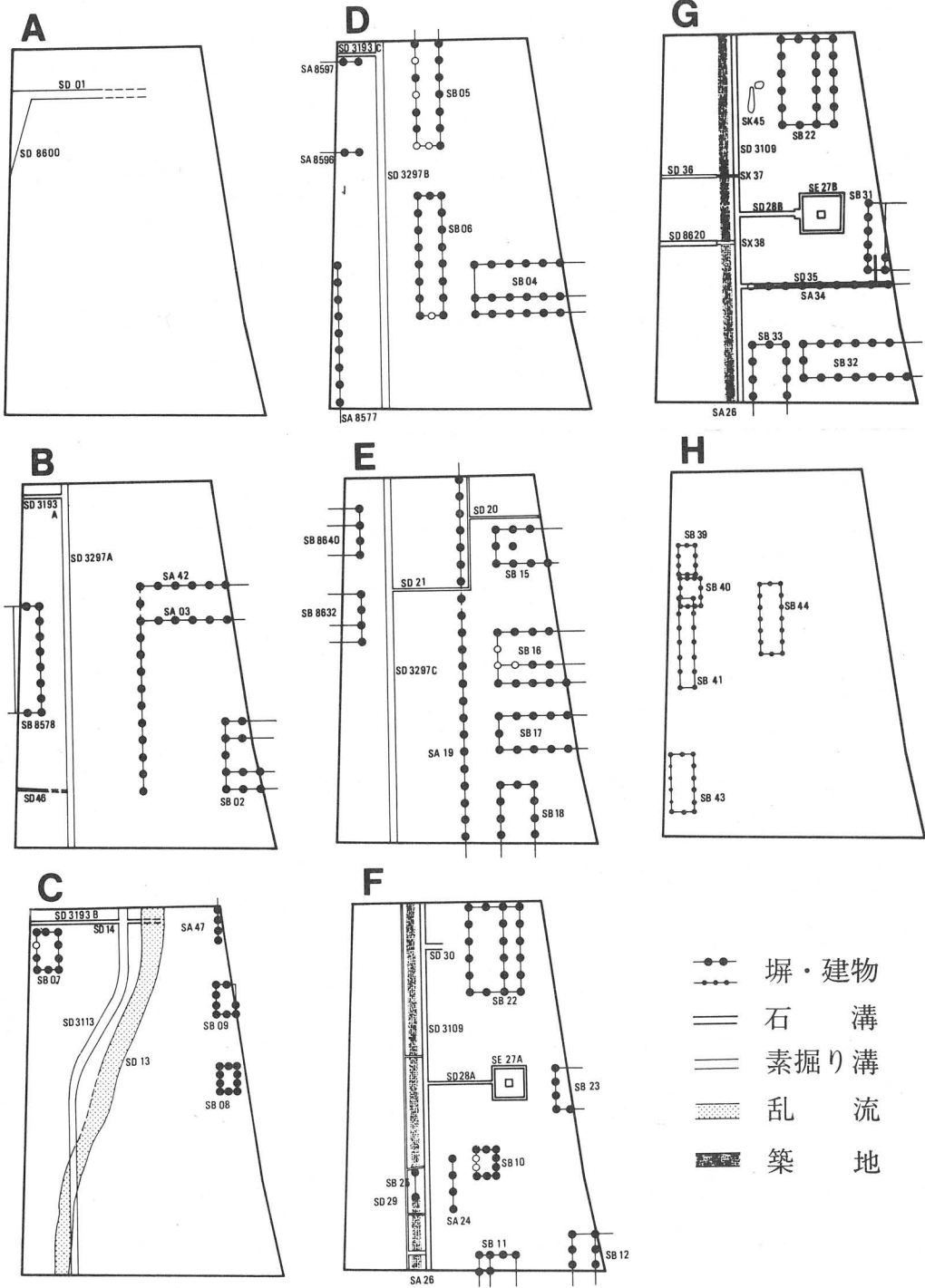
#### 遺構

調査地は、宇奈多理座高御魂神社からのびる丘陵地形と、水上池から南に広がる谷地形との間の緩傾斜面にあたり、旧地形は調査区の東南で高く、西方に向って徐々に低くなる。この傾斜面に3～4層の整地を行い、建物の造改作を行なっている。ただ、築地 SA 26を境に西と東とでは整地の様相がかなり異っており、西半部は中世以降の耕作時に削平されている可能性がある。また、整地面で検出した柱掘形は概して浅く、削平と整地を交互にくりかえし、建物を建て替えていることが判明した。

**A期** 平城宮造営前後の、遺構の極めて希薄な時期である。この時期の遺構としては、既に第104次調査で検出している斜行溝 SD 8600 の上流部と、これに連続する東西溝 SD 01がある。両者ともにシガラミの護岸をもつ。SD 8600 の東岸シガラミはSD 01の南岸シガラミに連続し、SD 01の北岸シガラミはSD 8600 を横切る状態で西にのびている。現段階では、SD 8600 西岸とSD 01北岸との前後関係を決定することはできないが、両者は一連のものである可能性が高い。またSD 8600 はSD 01 とのとりつき部から北へはのびないことも確認している。SD 8600からは、第104次調査で和銅の年紀銘をもつ木簡、および平城宮土器編年Ⅰ・Ⅱ期に属する土器類が多量に出土しているので、これらの遺構は和銅年間から天



第5図 第128次発掘遺構図



第6図 第128次遺構変遷図

平初年に至る比較的長い期間に存在したと考えられる。

これとは別に、SD 01 と SD 8600 の取り付き部北側で、円弧状の小枝の堆積を検出し、その西端では流路の痕跡を思わせる幅約30cmの黄褐砂の堆積を確認した。第16・17次調査で検出した下ッ道の側溝SD 1900にも同様の小枝の堆積があり、堰のような施設と推定された。両者が非常に類似していることや、本調査区南壁土層下層部に和銅年間の土器を含む砂礫層が存在することなどから、平城宮造営以前に自然の流路を人工的に一部整備している時期のあったことが推定される。

**B期** A期のSD 8600、SD 01は廃絶され、南北大溝SD 3297 Aに付けかわる。このSD 3297は断面の検討の結果、3時期にわたって存在した可能性があり、この地域における重要な排水系路であったものと考えられる。

SD 3297 Aには、第22次南調査で検出した井戸SE 3230からの排水路SD 3193 Aが取り付く。SD 3193は、側面・底面に人頭大の石を用いた東西溝で、その堆積土中から「天平十二年」の年紀をもつ木簡1点が出土した。恭仁遷都が天平12年12月であるから、SD 3193はそれ以前に既に存在していたものと考えられる。

また、調査区南部では、東西玉石溝SD 46がSD 3297 Aに取り付く。

建物遺構としては、本調査区の西端中央部で、第104次調査でその一部を検出したSB 8578は、10尺等間の7間×2間西廂付南北棟掘立柱建物であることが判明した。調査区中央部では、L字形に折れる塀SA 03とその北側に東西塀SA 42があり、これらの塀に囲まれるように南北両面廂付東西棟掘立柱建物SB 02が存在する。SB 02東半部は調査区外へのびる。身舎部分、廂の出はともに10尺等間である。また、SA 03とSA 42は、いずれも10尺等間で柱筋をそろえており、建物としてまとまる可能性があるが、その精査は今後の補足調査を待ち、後日詳しく報告する。

この時期は、第104次調査では東院の西限を、築地SA 26の西31mの所の南北塀SA 3237と考えており、東院が大型の南北棟の建ち並ぶ官衙として整備されてくる時期としているが、今回の調査区では、南北大溝SD 3297 Aを境に遺構の密度が低くなり、東方への整備が未だ進展しない時期だといえるだろう。

**C期** C期は、北東方向から南西方向に斜行する乱流SD 13によって、この地域の様相が一変する時期である。SD 13は幅約3 mで、おそらく洪水時に自然地形に従ってできたものと思われる。その堆積土はバラスまじりの灰色砂で、この中から「天平」年間の年紀のある木簡および平城宮瓦編年Ⅲ期の瓦、平城宮土器編年Ⅲ、Ⅳ期の土器が多量に出土した。

次にSD 13はSD 3113に付けかえられる。SD 3113は一部斜行しながらSD 3297と流路を同じにする。またこの溝は第22次南調査でも同様に一部斜行しており、乱流SD 13の流路を踏襲する形で付けかえられたものと思われる。第22次南調査では、SD 3113の堆積土中から「天平勝宝」の記載のある木簡が出土しており、SD 13を天平12～17年の恭仁遷都時の荒廃期にできたものとするならば、遷都後まもなくSD 3113に改修され、天平勝宝年間まで存続したものと考えられる。

また、SD 3113には、B期のSD 3193 Aの東への延長部SD 14が取り付け、SD 3193 Bとなる。この延長部は、SD 3193 Aと形状はほとんど変わらないが、SD 3297との交差点付近を境にやや方位を異にしており、東部は後世の付加であることを物語る。

この時期の建物遺構には、6尺等間の2間×3間南北棟掘立柱建物2棟（SB 07・09）、5尺等間の2間×3間南北棟掘立柱建物1棟（SB 08）があるが、いずれも小規模で、乱流の破壊を受けたあとの、この地域が整備の前段階にあることを表わしている。

**D期** この時期の排水系路はB期と基本的に変わりはない。C期のSD 3113は再び南北大溝SD 3297 Bに付けかわり、これに東西石溝SD 3193 Cが取り付け。

遷都後、整備が比較的進んできた時期で、建物も、2間×7間の南北棟礎石建物SB 06、同じく2間×6間以上の南北棟礎石建物SB 05、2間×5間以上の南廂付東西棟掘立柱建物SB 04が、それぞれL字形に柱通りをそろえて存在する。SB 05・06は桁行が10尺等間、梁行が7尺等間で、礎石は既に抜きとられ、据え付けの掘形と根石を検出したにとどまる。

またこの時期は、第104次調査で明らかになった2間×5間の南廂付東西棟掘

立柱建物 6 棟が、妻柱をそろえて南北に整然と建ち並ぶ時期に該当する。

**E 期** 南北塀 SA 19 で大きく東西に空間が分かたれ、塀の東側に建物が整然と配置される時期。この地域の造作がかなり進んできたことを示す。

塀 SA 19 は、第 43 次調査で検出した SA 5740 とほぼ柱通りがそろい、両者は同一のものである可能性がある。同時に、これらの塀はこの時期における東院の西限を示すものと考えられる。

まず、第 104 次で検出しているこの時期の建物として、SB 8632・8640 の東延長部を調査区西辺で検出した。SB 8632 は、5 間×2 間の南廂付東西棟掘立柱建物 SB 8640 は、同形で北廂付となる。両者ともに身舎部分は 9 尺等間、廂の出は 10 尺である。

また今回新しく、SA 19 の東側に東西棟 3 棟、南北棟 1 棟を検出した。SB 15 は 10 尺等間、2 間×3 間以上の東西棟掘立柱建物で、北・西・南を SD 20 が囲む。SD 20 は幅 20 cm で、底面・側面に一部玉石の遺存がみられる。玉石の欠如部分にもいくつか抜き取り痕跡が認められるので、全面玉石敷であった可能性がある。

SB 16 は 2 間×4 間以上の南廂付東西棟掘立柱建物。身舎部分、廂の出はともに 10 尺等間である。

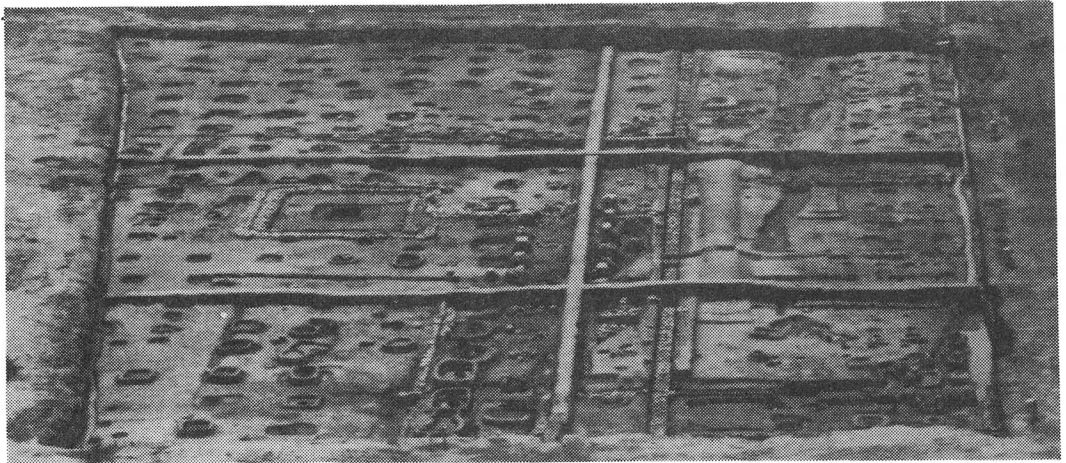
SB 17 は、10 尺等間の 2 間×4 間以上東西棟掘立柱建物。北側柱の西から 4 番目と 5 番目の柱掘形に、根巻石を思わせる凝灰岩製切石を検出したが、並び方が不揃いであるため、廃絶時に投棄されたものと考えられる。

以上の 3 棟は、いずれも西妻柱筋をそろえており、建物東半部は調査区外へ続いている。

SB 18 は 10 尺等間の 2 間×3 間以上南北棟掘立柱建物で、南半部は調査区外へのびる。西側柱筋は、上記の 3 棟の西妻柱と柱通りを通す。

排水系路は南北大溝 SD 3297 A で、SD 3193 は廃絶されている。SD 3297 A には前述の SD 20・21 がとりつく。

**F 期** E 期の塀 SA 19 の位置から約 10 m 西に築地 SA 26 が造られ、SA 19 は廃絶する。SA 26 は第 43 次調査で検出した築地 SA 5760 とほぼ中軸線をそろえる



第7図 第128次発掘区全景（北から）

ため、両者は一体のものと考えられる。

築地 SA 26の東側を南北に SD 3109 が貫流する。SD 3109 は、護岸に径13cm の丸太を半截にした杭を打ち、この杭列の外側に側板をおとしこむ構造をもつ。底面は全面玉石敷である。側板は幅約20cmで、調査区北半部で2枚分、南半部で1枚分を残すのみであるが、遺存の良好な部分では、杭列の頂部が溝底から約70cm 側板の上面からは30cmを測り、廃絶時に最上部の側板が一律に抜き取られたものと考えられる。ただ、北部では部分的に側板の上面から杭列の頂部まで玉石を積み上げている個所があり、中央部及び南部では底石の上に同様の石が落とし込まれている部分もあることから、当初から側板は2枚で、その上に石を積み上げる護岸方法であった可能性もある。また、SD 3109 と築地 SA 26との心々間距離は約1.8m（6尺）であり、SD 3109 は築地の東側雨落溝と、この地域の基幹排水路の両機能をあわせもつ溝であったと考えられよう。

調査区の北辺では、SD 3109 にとりつく東西玉石溝 SD30を検出した。この溝には杭列及び側板は存在しないが、底石を一部 SD 3109 と共有しているし、取り付け部の SD 3109 側板に補修の痕跡がみられることから、これらの溝が互いに連続していた時期のあったことを推測させる。

築地の西側雨落溝は、南端で一部 SD 29 として検出し、断面土層においても、

その存在を確認した。SD 3109とSD 29は調査区内の4ヶ所で木樋によって連絡している。

またSD 3109には、調査区中央部で、井戸SE 27Aからの東西排水路SD 28Aがとりつく。SD 28Aは一部断面土層でSD 28B底石の下層に堆積する帯状の砂層を確認したにとどまる。

井戸SE 27A主体は、方1.35m、深さ1.1mで、各辺桢板3枚を井籠組みにしている。桢板の最下段は、幅65cm、厚さは約9cmを測り、建築部材の転用である可能性が高い。井戸四周には、やや小ぶりの玉石を用いた一辺5.2mの方形の排水路がめぐり、この内側は表面を小礫で化粧している。

この時期の建物には、まず築地SA 26に開く門SB 25があり、この門の約6m東で、10尺等間の目隠塀SA 24を3間分検出した。

調査区北部には、10尺等間の2間×5間東廂付南北棟掘立柱建物SB 22が存在する。

井戸SE 27Aの東には8尺等間の3間×1間以上南北棟掘立柱建物SB 23、南には5尺等間の2間×3間南北棟掘立柱建物SB 10、2間×1間以上西廂付南北棟掘立柱建物SB 11（身舎8尺、廂の出7尺）、2間以上×1間以上の掘立柱建物SB 12が、それぞれ存在する。

**G期** 築地SA 26とSD 3109はF期を踏襲し、SD 30は廃絶される。また、調査区の中央部2個所で築地SA 26に敷設された木樋暗渠SX 37、38を検出した。水はSD 3109からこの2つの木樋暗渠を経て、それぞれ東西溝SD 36、SD 8620へと排水される。

調査区中央やや南よりには、護岸に人頭大の石を用いた東西溝SD 35があり、SD 3109に取り付く。この溝の廃絶後、直上に区画のための塀SA 34を設けるが、これはG期の中の小規模な改造とみて差しつかえないであろう。

井戸SE 27B本体はF期のものを踏襲するが、排水路は大ぶりの石を用いた一辺7mの大形のものに造り替えられる。またこの排水路の西辺には洗場が張り出し、SD 28Bを経てSD 3109に連続する。この洗場およびSD 28Bも同様の石組



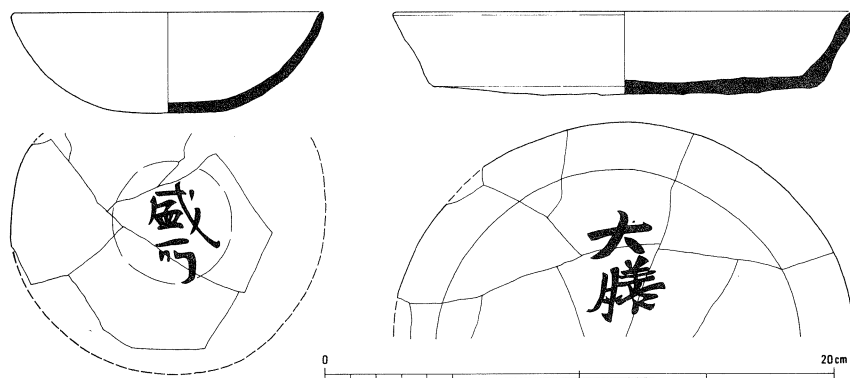
で、両者の 取り付き部に一部閉塞石を検出した。これは水量調節に伴う何らかの施設であろうと推定される。井戸枠内の埋土は一様に灰色粘土で、この中から多量の土器・瓦のほか、和同開珎5枚、萬年通宝6枚、神功開宝12枚、帯金具の丸靱1点それにモモ、シイ、ウリ等の種子類が出土した。

この時期の建物配置は、F期に比して一段と密度が高くなる。SB 22はF期を踏襲し、SB 23は同位置に5間×1間以上の東廂付南北棟掘立柱建物SB 31に建てかえられる。桁行は8尺等間、廂の出は10尺である。

SA 34の南側10mには、10尺等間の2間×3間以上南北棟掘立柱建物SB 33、同じく10尺等間の2間×6間以上東西棟掘立柱建物SB 32が、それぞれ北妻柱筋と北側柱筋をそろえて建つ。

また、今回の調査で検出した水路網および築地などの前後関係から、第104次調査で検出した建物遺構は、すべてE期以前のものと考えた。F・G期には、築地SA 26以西は<sup>いくはもん</sup>的門から北進する路面敷であった可能性がある。またこのことから、築地SA 5760を境に東方の建物の密度が圧倒的に高くなるという第43次調査の成果ともあわせて、築地SA 26・5760を、F・G期における東院の西限に比定しうる。

なお、築地SA 26以東における、F・G期の遺構の検出時に、整地層から緑釉



第8図 第128次出土墨書土器

磚の破片、SK 45 から緑釉瓦の破片が出土した。このことは、『続日本紀』の神護景雲元年条に記される、瑠璃瓦で葺かれた「東院玉殿」なる建物が、この調査区の近い場所に存在したことを想像させるし、F・G期の年代の一端をうかがい知る貴重な成果を得たともいえるだろう。

**H期** H期の遺構はすべて奈良時代以降のもので、掘立柱建物4棟（SB 39・40・41・43）と、礎石建物1棟（SB 44）がある。

### 遺物

遺物は現在整理の段階であるため、詳細は後日の報告にゆずることとし、ここでは概略説明にとどめておく。

土器は、須恵器・土師器ともに多量に出土し、食器類が多い。奈良時代後半のものがほとんどである。SD 3109からは「盛所」「大膳」などの墨書土器が多量に出土した。

瓦磚類の出土も多く、軒瓦の総点数は約400点を上回る。軒丸瓦では6311・6282型式、軒平瓦では6663・6721型式が多い。時期は平城宮瓦Ⅱ期以降のものが圧倒的で、Ⅰ期に属するものはごく少量である。また緑釉磚、緑釉瓦も出土している。木簡は、SD 3297・3109を中心に約40点出土しており、若狭国からの貢進物の付札・返抄や、SD 3193からの「天平十二年」年紀の木簡がある。

### まとめ

今回の調査の結果、各時期によって東院の西限に移動があるということには、ほぼまちがいないであろう。また、平城宮造宮当初からこの地区は排水路等で整備がなされていたということ（A期）、荒廃期が存在するという（C期）、最末期は築地で区画され、東院地区が一段と整備されてくるということ（F・G期）等も明らかとなった。しかも、出土遺物、『続日本紀』の記事等から、これらの主要時期の年代比定が比較的可能だということも興味深い。とりわけ、SD 3109から出土した多量の土器に食器類が多いことや、「大膳」「盛所」等の墨書土器があること、大形の井戸を伴っているということなどから、F・G期の遺構は、東院に付属する台所的な役目を荷う官衙であった可能性がある。（4月13日記）